

平成 29 年度 の 主 要 事 業

I 学校教育の充実

1 公立小中学校及び義務教育学校の学級編制及び教職員数（義務教育課）

平成 29 年 5 月 1 日における県下公立小中学校の児童・生徒数は小学校で 108,407 人、中学校は 56,681 人で、前年度に比較して小学校は 1,576 人の減、中学校は 1,633 人の減となっている。

また、学級数は、小学校が 4,975 学級、中学校は 2,328 学級で、前年度に比較して小学校は 35 学級の減、中学校は 17 学級の減となっている。

教職員数は、12,502 人で前年度に比較して 136 人の減となった。

(小学校には、義務教育学校前期課程を、中学校には、義務教育学校後期課程及び県立高等学校附属中学校を含む)

2 信州少人数教育推進事業（義務教育課）

(1) 少人数学習集団編成事業

基礎学力の向上と一人ひとりの児童生徒の個性伸長を図るため、学級とは異なる「学習集団」を編成し、少人数授業を行った。

(教員配置の実績) 小学校 167 校 (算数) 中学校 25 校 (数学・英語)

(2) 学習習慣形成支援事業

児童一人ひとりの学習習慣、生活習慣の定着を図るため、1 学級あたりの児童数が 30 人を超える学級に非常勤講師を配置した。

小学校 (1・2 学年) 122 校

(3) 小学校 30 人規模学級編制事業

児童一人ひとりの基礎学力の向上を図るため、1 学級あたりの児童数が 35 人を超える学級に学級担任を配置し、きめ細やかな学習指導を行った。

小学校 (2~6 学年) 118 校 310 学級

(4) 中学校 1・2・3 学年 30 人規模学級編制事業

中学校 1・2・3 学年において、国基準 (40 人) による平均生徒数が 35 人を超える場合、少人数学習集団編成事業との選択で、2 年生へは 24 年度、3 年生へは 25 年度より導入した。

中学校 (1 学年) 74 校 中学校 (2 学年) 71 校 中学校 (3 学年) 74 校

(5) 不登校等児童生徒支援

不登校などの課題を抱える児童生徒に対する適応指導・支援を行った。

中学校 56 校

3 公立小中学校の施設整備（義務教育課）

市町村立小中学校の施設整備事業について、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金の交付事務を行った。

平成 29 年度の公立学校施設整備に係る国の当初予算は、前年度より減額となる 690 億円が、その後、第二次補正予算 662 億円が措置された。

県内市町村立小中学校の施設整備は、当初予算 14 市町村 25 校（施設）、第二次補正予算 14 市町村 28 校（施設）の事業が、平成 30 年度事業の前倒しを含めて採択された。

4 少子・人口減少社会に対応した活力ある学校づくり推進事業（義務教育課）

少子・人口減少社会が進み、中山間地域における義務教育の一層の活性化などが大きな課題となる中、平成 26 年 4 月に全国に先駆けて「少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策」を策定した。この方向性のもと、スクーデント・ファーストに立ち、学校の統合や連携により、児童・生徒が集団の中で豊かに学び合える学校環境を実現するため、活力ある学校づくりに取り組む市町村教育委員会に対して、中核となる教員配置等の支援を行った。

（中核教員配置 8 名）

5 学校現場における業務改善加速事業（義務教育課）

すべての公立小中学校、すべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善することを目的に、平成 29 年 11 月に「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定した。

県教育委員会、県市町村教委連絡協議会、県 P T A 連合会の代表者による推進会議を開催し、この基本方針に沿って、全県一斉に取り組むことや直ちに取り組むことの推進にあたった。また、部活動業務、学校徴収金会計業務の軽減等についてモデル地域を指定し、実践研究で得られた情報を全県に発信した。

6 公立高等学校の概況及び生徒募集定員（高校教育課）

平成 29 年 5 月 1 日における公立高等学校の生徒数は、全日制で 45,748 人、定時制で 1,897 人であり、前年度に比較して全日制は 471 人の減、定時制は 44 人の減となっている。学級数については、全日制が 1,203 学級で前年度に比較して 10 学級の減、定時制が 130 学級で前年度に比較して 1 学級の減となっている。

平成 30 年度の公立高等学校全日制募集定員は、前年度より 440 人減の 15,360 人であった。定時制については、前年度と同数の 28 学級を募集予定学級数とした。

7 高等学校施設、設備の整備（高校教育課）

(1) 施 設

高等学校再編施設整備 4 校、老朽校舎等改築 2 校、体育施設改築 1 校、延べ 7 校で校舎の建設等を行った。

(2) 設 備

産業教育設備 14 校、理科教育設備 42 校、定時制設備 2 校を整備した。

8 県立高等学校入学者選抜方法の改善（高校教育課）

自己推薦型の前期選抜は、学力検査以外の多様な評価の尺度により入学者を選抜するという趣旨で導入され、制度としては安定してきており一定の成果も得られている。その一方で、その不合格者の多さや選抜基準の不明確さ、前期選抜合格者の学力実態把握の問題と学力低下の懸念など、様々な課題を指摘されてきた。平成 23 年度入学者選抜から「前期選抜の実施を各高等学校の判断に委ねる」ことを柱とする改革の方向性が決定され、全日制 28 校の普通科と定時制 2 校（工業科と商業科）で前期選抜を実施しないことが決定された。引き続き前期選抜を実施する学校においては、選抜方法の改善を図り、その内容について、受検生や保護者等に周知を図るようにした。

平成 26 年度入学者選抜では全日制 1 校が前期選抜を再開した。平成 30 年度入学者選抜では、公立高校全日制の前期選抜の受検倍率「受検者数／合格者数」が 1.54 倍と前年度の 1.56 倍から減少し、不合格者数も 2,297 名で、前年度の 2,414 名から大きく減少した。後期選抜の倍率は、全日制 1.07 倍、定時制 1.08 倍であり、全日制は前年度と同じ、定時制は減少した。

9 高等学校における教育費負担等の軽減（高校教育課）

教育の機会均等に寄与し、もって高等学校における就学を支援するため、経済的負担を軽減する必要があると認められる者について、授業料に充てるための就学支援金交付事業や、授業料以外にかかる費用としての奨学給付金給付事業、奨学金貸与事業を実施した。

また、経済的な理由で大学進学が困難な生徒を支援する県内大学進学のための入学金等給付事業も実施した。

10 高等学校再編整備事業（高校教育課）

平成 21 年 6 月に策定した「第 1 期長野県高等学校再編計画」に基づき、高校再編を進めてきた。施設整備は平成 30 年度に大町岳陽高等学校大体育館建設工事のしゅん工により完了する。

11 高校改革～夢に挑戦する学び～(高校教育課)

将来を見通すことが困難で正解のない時代を迎えており、自らが主体的に社会に参画して未来を創り出そうとする「新たな社会を創造する力」が重要になってきている。また、少子化が進行する中、現在の高校の規模や配置の見直しを含む高校づくりが必要となっている。これらの課題に対応するため、平成 28 年度末に策定した「学びの改革 基本構想」において、「新たな教育の推進」と「新たな高校づくり」に一体的に取り組んでいくことを示した。

平成 29 年度は、「学びの改革 基本構想」で示した高校改革に係る全県の基本理念・方針について旧 12 通学区ごとの地域懇談会や、産業界・大学関係者、郡市中学校長会、中学生・保護者との意見交換等を行って、広く県民の意見を聞き、議論を深めた。その中で明らかになった課題を踏まえ、「学びの改革 基本構想」策定以後のスケジュールを一部見直し、11月に「県立高校「学びの改革 実施方針」策定に向けて」を公表し、第 2 回地域懇談会等でさらに議論を深めた。こうしたことを踏まえ、平成 30 年 3 月に、「学びの改革 基本構想」の考え方をより具体化した「高校改革～夢に挑戦する学び～ 実施方針（案）」を公表した。

なお、今回の改革が、高校を対象とした改革であることと、その方向性をより明確に示すために、名称を「学びの改革」から「高校改革～夢に挑戦する学び～」に変更した。

12 特別支援教育の充実（特別支援教育課）

特別支援学校における教育課程・指導等の充実や施設・設備の整備などを実施した。

- (1) 平成 29 年度の特別支援学校在籍児童生徒数は 2,496 人で前年度と比較して 35 人増加し、学級数は 754 で 11 増加した。教員については、自立活動担当教員を、26 年度から 29 年度までに 80 人増員することとしており、29 年度は 20 人を増員して、児童生徒一人ひとりの障がいや発達の状況等に応じた教育の充実を図った。
- (2) 特別支援学校の施設設備については、「中信地区特別支援学校再編整備計画」に基づき、松本盲学校の増設棟及びエレベーターの新設と既存施設の改修、寿台養護学校の給食施設の新設と既存施設の改修を実施した。
- (3) 小中学校や高等学校において増加している発達障がいのある児童生徒を総合的に支援するため、地域の連携体制を中心となって推進する人材育成を目指した、「地域の中核となる特別支援教育コーディネーター養成研修」や「高等学校特別支援教育研究会」の開催、各校の要請に応じて指導主事等を派遣する「発達障がい支援力アップ出前研修」などを実施した。また、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、公立学校において、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止が法的義務になったことを受け、平成 29 年に作成した、「合理的配慮実践事例集」を作成し、市町村教育委員会、小・中・高・特別支援や関係機関等へ理解啓発を図った。
- (4) 学校教育法施行令の一部改正（H25. 9）を受け、一人ひとりのニーズに応じた教育支援の充実を図るため、今後の就学相談のあり方、就学に係る手続き、就学後の一貫した

支援についての周知を図るため、「市町村教育支援体制整備研修会」や「校内教育支援研修会」を開催した。

13 私学・高等教育の振興（県民文化部私学・高等教育課）

(1) 私立学校審議会

私立学校の設置・廃止、学校法人の設立・解散などについて審議するため、私立学校審議会を開催した。

(2) 公私立高等学校連絡協議会

公立高等学校及び私立高等学校の連携を図り、適正な募集定員を定めるため、公私立高等学校連絡協議会を開催した。

(3) 私立学校等の振興

保護者負担の軽減及び私学教育の振興を図るため、学校法人の経常費補助、私立高等学校授業料等軽減事業補助、私立学校等就学支援事業交付金（高等学校等就学支援金）の交付などを実施した。

(4) 学校法人等の指導、監督

学校法人及び私立学校が適正な学校運営等が行われるよう指導・助言を行った。

また、学校へ直接訪問して現地調査を行い、学校法人や学校運営等への指導と教員免許状の確認等を実施した。

(5) 高等教育の振興施策

高等教育の振興を図るため、高等教育機関の知の拠点機能の充実とその活用に係る取組や、県内大学の魅力の発信などを行った。

14 学校教育の指導充実（教学指導課）

(1) 学習指導要領の趣旨を生かし、一人ひとりの個性や能力を伸長するとともに、創造性豊かな人格を形成するため、児童生徒が、生き生きと活動し、意欲的・主体的な学習ができるよう、教育課程の改善指導を進めた。

また、現行学習指導要領の要点及び新学習指導要領の趣旨や理念の周知・徹底を図った。

① 現行学習指導要領の円滑な実施に向けて、「長野県小・中学校教育課程学習指導手引書」を使用した授業改善を支援したり、新学習指導要領の趣旨や理念の徹底に向け「教育課程編成・学習指導の基本」を作成し、活用を図ったりした。

② 各都市の教育課程研究協議会及び指導主事・専門主事の学校訪問等の機会を捉え、新学習指導要領の趣旨や理念についての説明を行った。

(2) 各学校が自ら行う自己評価、保護者などの学校の関係者が行う学校関係者評価が着実に推進され、学校運営の改善につながるよう、教頭研究協議会の議題の1つとし、各校の実

践の情報交換ができるようにした。また、例年どおり高等学校においては、中間評価を実施している。

- (3) 教育の機会均等の確保充実が図られるよう、特別支援教育、幼児教育、へき地教育、帰国・外国籍児童生徒教育、人権教育、高校定時制・通信制教育、キャリア教育の充実強化を進めた。

15 魅力ある高校づくり推進事業（教学指導課）

昭和 63 年度から平成 5 年度まで実施の「特色ある高校づくり推進事業」は、平成 6 年度から「個性ある高校づくり推進事業」として実施され、平成 19 年度から「魅力ある高等学校づくり事業」として諸事業を継続してきた。

この事業は、すべての生徒に、基礎的・基本的な内容の定着と一人ひとりの個性を生かす教育を推進するため、学校の個性化と教育課程の弾力化を図るものである。

(1) 魅力ある高校づくり推進事業

- ① 授業改善の推進
- ② コース・類型・選択制の導入と拡充
- ③ ICT 機器を活用した授業研究・実践
- ④ 学校間連携
- ⑤ 教育課程研究委員会による調査研究

16 学力向上の推進（教学指導課）

多様化した生徒の実態を踏まえ、学力調査等を基に、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲が向上するよう、教員の指導力向上のための事業に取り組んだ。

(1) 高等学校における学習指導・進路指導の充実

- ① 進学対策集中講座・講演会等
- ② 大学入試問題の活用
- ③ 学習合宿
- ④ 進路情報の活用
- ⑤ 進路指導書籍の充実
- ⑥ 「伸びる力」養成講座
- ⑦ 高大連携の推進
- ⑧ 「探究的な学び」の推進
- ⑨ 作問研修による授業力の向上
- ⑩ 「ずく出せ」就業体験による就業体験活動の実施

(2) 進路指導等研究協議会

進路指導主事が、進路指導やキャリア教育のあり方について研究協議し、各校の実践の改善充実に役立てた。

(3) 「未来を拓く学力」の向上事業（小・中学校対象）

① 学力スパイラルアップ事業

- ア 学力向上P D C Aサイクルづくりの支援
- イ 学力向上問題提供のためのサイト「学びの広場」の充実
- ウ 全国学力・学習状況調査結果の活用、学力向上施策の検証
- エ 学力向上フォーラムながのの開催

② 理数教育充実事業

- ア 小学校理科の観察・実験出前講座の実施
- イ 一流講師に学ぶ中学校理科の実験実技講習会の実施
- ウ 中学生サイエンスグランプリの開催
- エ S 1 グランプリ 2017 の開催

③ 学力向上推進チームによる検討、情報提供ほか

- ア 長野県学力向上推進情報等の発行
- イ 学力向上プランによる目標達成型学校経営の推進
- ウ 学力向上授業支援教員モデル事業の推進
- エ 学力向上・定着にかかる非常勤講師配置事業の推進

④ 調査研究

- ア 教育の情報化を推進する P I C T 委員会の実施

17 時代の変化に応じた教育の推進（教学指導課）

(1) 国際理解教育推進事業

① 外国語指導助手の配置

英語の「コミュニケーション能力」（学習指導要領）の育成を促進し、あわせて国際理解教育を推進するために、高等学校等に外国語指導助手 43 名を配置し、英語の授業、課外活動等の充実を図った。

② 小学校における国際理解活動

外国語活動を通して、児童の国際感覚や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をするため、指導主事による学校訪問支援や教育課程研究協議会での研修、総合教育センター等での研修を行い、教員の指導力向上のための取組を推進した。

③ 外国籍等児童生徒指導研修事業

指導に携わる教員等を対象とした研修会を開催し、外国籍等児童生徒に対する適切な指導の推進を図った。

(2) 主権者教育の推進

公職選挙法等の一部改正により、選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられることを受けて、平成27年度より長野県選挙管理委員会と連携協定を締結している。この協定に基づく出前授業や文部科学省・総務省作成の副教材等を活用し、主権者教育に係る取組を推進した。

(3) キャリア教育の推進

高校生の勤労観・職業観を養うとともに、目的意識を持ち将来を見通した生活のできる生徒の育成を目指し、「すぐ出せ」就業体験事業や「未来塾ながの」を実施し、キャリア教育を推進した。また、子どもたちの精神的・社会的な自立の遅れや、社会や産業の構造変化を踏まえ、小中高におけるキャリア教育の更なる充実を図るため、平成23年度に策定した「長野県キャリア教育ガイドライン」に基づいてキャリア教育を推進した。

(4) 情報教育の充実

情報化社会の進展に対応した情報教育の普及・充実の必要性が一層高まっている中で、県立高校へのICT機器の導入・更新を行い、それに併せて県立高校13校では「RESASを活用した探究学習」を実施して、生徒の情報活用能力の育成を図った。総合教育センターにおいては、「情報モラル」教育の充実や、ICTを活用した「分かる授業の実現」を目指した研修を実施し、情報教育の充実を推進した。また、教員のICT活用指導力向上を目指して、ICT支援員派遣事業を行うとともに、ICTシンポジウムやICTセミナーを開催した。

(5) 理科教育の振興

小中学校の「理科」授業の充実と児童生徒の興味・関心を高めることを目指し、小学校理科の観察・実験出前講習会と一流講師に学ぶ中学校理科の実験実技講習会を開催して、科学教育の推進を図った。

(6) 理数学力の伸長

県内SSH指定校・理数科設置校及び大学が連携し、県内高校生の理数学力を伸長するための「信州サイエンスキャンプ事業推進委員会」を設置し、信州サイエンスキャンプ事業を行った。また、医学部進学を目指す高校生が合同合宿などを通じて切磋琢磨することで受験学力を向上させるとともに進路意識の高揚を図るための「信州赤ひげ塾」を実施した。

(7) 「信州学」の推進

地域に根ざした探究的な学びの総称としての「信州学」を、すべての県立高等学校において取組を推進した。

18 生徒指導の充実（心の支援課）

(1) いじめ・不登校等生徒指導総合対策事業

長野県いじめ防止対策推進条例（平成27年3月19日施行）に則り、県民総ぐるみでいじめ防止等の取組がなされるように、事業・施策の改善を図った。

① 長野県いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止等に関係する機関及び団体をもって構成し、いじめの防止、早期発見・早期対応、地域や家庭・関係機関の連携をより実効的なものとするための協議を行った。

② 生徒指導総合対策会議

大学教授等の委員 12 人をもって構成し、児童生徒の生徒指導上の課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行った。

生徒指導総合対策会議部会では、「子どもの自己有用感を育むリーフレット」を作成し、県内全ての小・中・高生の教員に配布した。また、指導資料「ユビキタス@nagano(ケータイ・インターネット問題対応資料)」を作成し、各学校に配布、生徒指導の充実を図った。

③ 長野県不登校対策検討委員会

不登校の課題解決に向けて、県と市町村の教育委員会が共通理解や相互の認識を深め、実効性ある不登校対策を推進するため、不登校の現状と課題の分析、対応策・中長期的な方針等の策定、不登校施策の評価等について検討するとともに、「不登校への対応の手引き（改訂版）」を作成し、県内全ての学校に配信した。

(2) スクールカウンセラーア事業

児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員等への助言・援助をするため、心理の専門家であるスクールカウンセラーを、小・中学校、高等学校、特別支援学校へ配置、または派遣した。

(3) スクールソーシャルワーカー活用事業

教育事務所に 15 名のスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校相談員や生徒指導専門指導員の学校訪問を踏まえ、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて、学校や関係機関と連携した支援を行うとともに、地域における相談支援体制を整備した。

(4) 学校生活相談体制充実事業

4 月に「学校生活相談センター」をフリーダイヤル化し、24 時間体制で学校生活に関する相談に対応した。指導主事とともに臨床心理士を配置し、電話、メールでの相談及び来所相談に応じた。

19 教職員研修の充実等（教学指導課）

本県教育の現状と課題をふまえ、教職員としての資質向上と使命感の高揚を図り、学校教育の振興に寄与するため、総合教育センターを中心に研修の充実を図ってきた。

(1) 校内研修の改善・充実への支援

- ① 教材研究の徹底による基礎的・基本的内容の明確化
- ② 指導の見直し・子ども生徒理解に基づく日常授業の工夫・改善

- ③ 相互に授業を見合い、指導の改善を図る研修体制の確立
 - (2) 総合教育センター研修の改善充実
 - ① 経験や職責に応じた系統的な研修の充実
 - ② 多彩な外部講師による視野の拡大を図る講座の充実
 - ③ 新たな教育課程や課題に対応する参加型・体験型の講座の充実
 - (3) 義務校長研修会、義務教頭研究協議会、小中連携による学力向上地域推進事業等の各種研修会の充実
 - (4) 初任者研修事業

新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的に研修を実施した。
 - (5) 中堅教諭等資質向上研修事業

在職期間10年目を迎えた教員に対して、個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上を図った。
 - (6) キャリアアップ研修事業

40歳代の教員に対して、自己実践を振り返り、充実期の教員として専門性や人間性を高めるとともに、ミドルリーダーに求められる実践力の向上を図った。
 - (7) 臨時の任用教員研修事業

臨時の任用教員に対して、教職員としての姿勢・心構え・授業づくり・学級づくり等の基礎・基本を学ぶ研修を実施した。

20 信州教育の信頼回復に向けた取組

(教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、教学指導課、文化財・生涯学習課、保健厚生課)
平成 25 年 7 月に策定した「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」の進捗管理を行うとともに、コンプライアンスアドバイザー会議を開催するなど、計画に沿った施策を実施した。

II 生涯学習・社会教育の振興

1 生涯学習の推進（文化財・生涯学習課）

- (1) 今後の長野県の生涯学習・社会教育振興の施策及び新たな長野県教育振興基本計画の策定に向け、「長野県生涯学習審議会」を開催した。
 - (2) 地方創生の新たな時代に対応した新しい図書館づくりを推進するため、平成 27 年 4 月に外部登用した館長のもと、県立図書館が公共図書館の中核となり、専門性・ネットワーク力を強化するための図書館改革事業を進めた。また、「ネーミング・ライツ・パートナー」を導入し、10 月から 2 階ナレッジラボを、これから学びの姿「共知・共創」を実現する場「知識情報ラボ U C D L (ウチデル)」としてオープンした。
 - (3) 「第 3 次長野県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内の関係者に向け、「読書」の

あり方について考える研修会等を行った。

2 社会教育の振興（文化財・生涯学習課）

- (1) P T A、青少年団体活動の振興を図るため、指導者養成事業を行った。
- (2) 男女共同参画社会の醸成、教育・学習の充実、学習活動や地域活動の推進を図るため、県男女共同参画センターとの共催で「男女共同参画フォーラム」を実施した。
- (3) 公民館活動の活性化による地域力の向上を図るため、県生涯学習推進センターの公民館の活動支援を強化し、長野県公民館運営協議会と連携した研修や実践型講座の開催、公民館支援専門アドバイザーによる訪問指導や電話等による相談などを実施した。

III 地域とともに取り組む子どもの未来づくり

1 学校・家庭・地域の連携協力（文化財・生涯学習課）

(1) 信州型コミュニティスクールの推進

保護者や地域住民が学校運営に参画し、学習支援や教育環境の整備などの教育活動を支援する「信州型コミュニティスクール」の立ち上げ及び取組の充実を図るため、市町村教育委員会・学校への訪問、学社連携意見交換会、教職員や学校支援コーディネーター等に対する研修を行ったほか、助言等の支援を行う信州型 CS アドバイザー派遣を実施した。

(2) 放課後子ども教室推進事業

国策定の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後に小学校の余裕教室等において、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室の実施を推進した。また、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な整備に取り組む市町村に対し、国の補正予算を活用した助成にも取り組んだ。

また、土曜日や夏季休業などに、地域の多様な人材を活用し、地域の自然や文化を学ぶ活動などを体系的・継続的に実施する教育活動を推進する「外部人材を活用した土曜日の教育支援活動事業」や、大学生や教員OBなど地域の方々の協力・参加を得て、中学生の学習習慣の定着や基礎学力の向上を図る学習支援活動（地域未来塾）を引き続き推進した。

2 子どもを支える環境づくり（次世代サポート課）

- (1) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブを運営する市町村に対し、運営費及び施設整備費の補助を行い、活動の充実を図った。
- (2) 「長野県子どもを性被害から守るための条例」に基づき、子どもの性被害防止等に向けた取組みを行った。また、青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境を整備するため、関係機関による長野県青少年インターネット適正利用推進協議会を設置し、情報交換等のための協議会及び青少年インターネット適正利用推進フォーラムを開催した。
- (3) 中学生による意見発表を通じて、青少年の意識の啓発と青少年健全育成についての県民

意識の高揚を図るため、少年の主張長野県大会を開催した。

- (4) 県民総ぐるみの青少年健全育成運動の普及促進を図るとともに、青少年によりよい環境づくりを促進するため、市町村、団体、業界、ボランティア等と連携を図りながら有害環境のチェック活動等を行った。
- (5) 「ひまわり子育成県民運動」の推進を図るため、強調月間を設け、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施した。
- (6) 18歳までの子どもの専用電話である「チャイルドライン」の活動を支援した。

3 少年自然の家の運営等（文化財・生涯学習課）

- (1) 自然体験、共同宿泊訓練を通じて青少年の豊かな人間性を育てるため、指定管理者による質の高いサービスの提供と効率的な少年自然の家の施設運営を行った。
- (2) 望月少年自然の家において、不登校傾向の児童生徒を含めた異年齢の小中学生を対象に、「ふれあい自然体験キャンプ」を実施し、子どもたちの自主性、社会性など「生きる力」の育成を図った。
- (3) 通学合宿の普及に向けて、事業に必要な知識と技能を習得するため、通学合宿のリーダー養成研修を生涯学習推進センターにおいて実施した。

IV 芸術文化の振興及び文化財の保護

1 芸術文化の振興（教学指導課）

- (1) 学校巡回劇場等を開催し、優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供した。
- (2) 高等学校芸術文化鑑賞事業の実施、高校芸術フェスティバルへの助成等により高校生の文化活動の推進を図った。
- (3) 平成30年8月開催の第42回全国高等学校総合文化祭に向け、プレ大会総合開会式を開催するなど、市町や関係団体等と連携し準備を進めた。

2 文化財の保護（文化財・生涯学習課）

- (1) 文化財の保護に関して総合的な推進を図るため、文化財保護審議会の開催及び調査・研究等を実施した。
- (2) 文化財を保存しその活用を図るための調査及び管理指導を行うとともに、研修会の開催等により文化財保護の推進及び普及啓発を図った。
- (3) 指定文化財等に係る管理、修理、復旧、保存及び活用のための事業補助を実施した。
- (4) 埋蔵文化財保護と開発事業の調整を図るため、開発事業者等と保護協議を実施した。
- (5) 特別天然記念物カモシカの保護対策を図るため、保護地域における生息環境を把握するための調査等を実施した。
- (6) 古式銃砲及び美術刀剣類の保護活用を図るため、登録審査会及び美術刀剣類保存講習会

を開催した。

- (7) 文化の振興を図るため、歴史学習活動の拠点となる県立歴史館において、信州ゆかりの歴史資料の収集、整理等を進めたほか、専門性を活かし、収集・保存した歴史資料等を広く県民の利用に供した。
- (8) 火災による長野県宝の焼失を受け、文化財防災対策等検討委員会を設置し、文化財の防火、防災対策や災害時の対応すべき事項について検討し、報告書を取りまとめた。

V 学校保健・安全の充実と食育の推進並びに体育スポーツの振興

1 保健教育及び安全教育の充実（保健厚生課）

保健教育及び安全教育の充実を図るため、関係職員の研修会、各種研究協議会等を開催するとともに、健康推進学校等の表彰を行い、意識の高揚を図った。

2 児童・生徒の健康管理の充実（保健厚生課）

児童・生徒の疾病異常の早期発見・早期治療と予防について指導するとともに、県立学校の児童・生徒に対し健康診断を実施し、健康管理の充実を図った。

3 教職員の健康管理の充実（保健厚生課）

- (1) 教職員の定期健康診断を実施したほか、教育委員会職員安全衛生委員会を開催し、教職員の安全の確保及び健康の保持増進を図った。また、労働安全衛生研修会を開催し、所属所安全衛生委員会の活性化等、安全衛生管理体制の充実を図った。
- (2) 管理監督者及び年代別のメンタルヘルス研修会を開催するとともに、精神神経系疾患休職者等の職務能力の回復と円滑な職場復帰を図るため、職場復帰訓練を実施した。
さらに、学校現場におけるメンタルヘルスの取組を支援するため、管理監督者メンタルヘルス相談事業を実施した。

4 食育の推進（保健厚生課）

- (1) 学校における食に関する指導を一層推進するため、栄養教諭を小学校 64 校、中学校 44 校、特別支援学校 3 校に配置するとともに、学校における食育の重要性や具体的な指導方法に対する教職員等の理解を更に深めるための研修会を開催した。
- (2) 学校給食メニューをアレンジした「朝ごはんレシピ」（栄養教諭等が考案）のクックパッド長野県公式キッチンへの掲載や、全国学校給食週間に合わせて飲食店等で地場産物を活用した学校給食メニューを提供する「学校給食フェア」を開催した。

5 学校給食の安全・安心の確保（保健厚生課）

第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質について、学校給食に対する保護者等の不安を解消するため、市町村等と連携して必要な検査を実施し、速やかに検査結果を公表することにより、安全の再確認と学校給食に対する理解や安心を図った。

6 学校体育・スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 小・中・特別支援学校及び高校の体育・保健体育担当教員の学習指導、運動部活動等における指導方法改善のための講習会及び研修会を開催したほか、授業における実技指導協力者及び運動部活動指導者の派遣事業を実施した。また、運動部活動調査を実施するとともに、各校のスポーツ活動運営委員会に運営や指導についての助言・支援を行った。
- (2) 児童生徒の体力向上を図るため、各種研究協議会、体力・運動能力実態調査を実施するとともに、「キッズ運動遊びどこでもゼミナール」や「体つくり運動」実技講習会の開催により、長野県版運動プログラムの普及を図った。また、運動習慣づくり、運動実施時間確保への一助となるようw e b上での競技会（「ながのスポーツスタジアム」）等を行った。

7 生涯スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 広域スポーツセンター（体育センター）、各教育事務所及び（公財）長野県体育協会と連携して、総合型地域スポーツクラブの育成・活動・定着支援を図った。
- (2) スポーツ・レクリエーションの普及推進及びスポーツに親しむきっかけづくりを目的として、信州チャレンジスポーツDAY2017を開催した。
- (3) 体育・スポーツ指導者等の養成と資質向上を図るため、体育センター及び教育事務所において講習会等を開催したほか、スポーツ指導者養成のための助成を行った。
- (4) 県民の体力向上とスポーツの振興を図り、明るい県民生活を築くため、運動施設等の整備事業を促進した。

8 競技スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 本県競技者の育成強化を図るため、関係団体が行う強化事業に対して助成し、競技力の向上を図った。
また、ジュニア選手の競技力向上を図るため、ジュニア競技力向上事業（重点強化校等特別強化）を実施した。
- (2) 長野オリンピックの遺産である人的・物的・環境資源を最大限に活用し、体力・運動能力が特に優れた子どもたちを早期に見出し、競技団体や関係団体と連携を図りながら、世界で活躍する競技者に育成するため、SWANプロジェクトの9期生を選考し、育成を行った。

VI 人権教育の推進

1 学校人権教育（心の支援課）

- (1) 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」、「長野県人権政策推進基本方針」、「人権教育推進プラン」及び「人権教育指導資料集」の周知を図った。
- (2) 地域の人権課題を中心に据えた取組をまとめた人権教育リーフレット「いま　ここから自分から　5」を作成した。
- (3) 学校における人権教育の推進を図るため、各学校の教職員対象に学校人権教育研修会を開催した。
- (4) 小・中・高の一貫した人権教育の推進を図るため、県内の各ブロックに、学校人権教育連絡協議会を開催した。（春期・秋期）
なお、効果的な研修の取組として、平成22年度より、学校人権教育研修会と春期の学校人権教育連絡協議会の内容を1日の日程に集約し、各教育事務所単位に実施している。
- (5) 同和教育の取組の中で積み上げられてきた成果を引継ぐとともに、新たな指導方法を効果的に学ぶための研修の場として、学校人権教育ファシリテーター研修会を開催した。
- (6) 学校の人権教育を推進するため、小・中・高校生からポスター・作文を募集し優秀作品を表彰した。

2 社会人権教育（心の支援課）

- (1) 人権教育の推進上の課題及び実践的な取組について研究協議するために、社会人権教育研究協議会を開催した。
- (2) 地域ぐるみの人権教育を推進するため、人権教育の具体的な推進方法の究明、地域住民とともに活動する指導者（地域の人権教育リーダー）の資質の向上と、指導力の強化を目的として、市町村教育委員会関係者、学校関係者、社会教育団体関係者、企業内人権教育関係者等を対象に長野県人権教育リーダー研修会・全体研修会を2会場で実施した。
- (3) 人権教育の情報交換や人材情報等の有効な情報を共有できるネットワーク（基盤）を構築するための検討会議を実施した。
- (4) あらゆる人権問題に対する住民の理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、すべての人の基本的人権を尊重していくために、市町村が行う人権教育に関する学習活動に対し人権教育促進事業補助金として助成した。
- (5) 企業やNPO法人等の各種団体・組織・地域コミュニティーにおける社会人権教育の一層の推進を図るため、「人権つうしん」を年2回作成した。
- (6) 人権問題を取り組む個人や団体と県民や行政が相互に連携しながら地域ぐるみの人権教育を推進するため、「長野県地域人権ネット」を県ホームページに掲載した。

VII 困難を抱える子ども・若者への支援

1 困難を抱える子ども・若者への支援（次世代サポート課）

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、県内4圏域（東信・南信・中信・北信）で「長野県子ども・若者サポートネット（長野県子ども・若者支援地域協議会）」の運営を行った。
- (2) ニート、ひきこもり等の子ども・若者に対する専門的自立支援の場の運営や、アウトリーチ（訪問相談）などを実施する支援団体に助成するとともに、支援団体等の職員を対象とした支援者研修会を開催した。

2 悩みを抱える子どもへの支援（こども・家庭課）

- (1) いじめ、体罰等に悩み苦しむ子どもを人権侵害からの救済につなげるため、様々な悩みに幅広く対応する総合相談窓口として「長野県子ども支援センター」を運営し、872件の相談に応じた。
- (2) 人権侵害に悩み苦しむ子どもの最善の利益を実現するため、「長野県子ども支援委員会」を6回開催し、子ども支援センターで受けた相談に関する助言等を行った。
- (3) 子どもに関する様々な相談窓口のネットワーク化により、関係機関相互の連携協力、関係職員の資質向上を図るため、市町村や民間団体等の職員を対象とした研修会、連絡会議を計2回開催した。